

# 【休業要請による臨時休業について】

2020年4月10日(金)

政府より緊急事態宣言が発表され、4/10(金) 東京都知事から、スポーツクラブ（屋内）の休業要請が発表されました。  
それに伴いnicoriGYMは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対応を致します。

## 1、臨時休館

**4月11日(土)～5月6日(水)までの期間、施設を臨時休館と致します。**

会員様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解賜りますよう宜しくお願い致します。

再開は**5月7日(木)**を予定しております。

また、再開後の5月7日（木）・14日（木）・21日（木）・28日（木）の休館日を通常営業に変更致します。

## 2、月会費について

休業中の会費調整につきましては以下の通りの対応をさせていただきます。

対象会員	内容
通常利用	4月会費無料(※)
休会	

**※3月27日(金)にお引き落とし致しました4月会費は、5月以降の月会費に充当させていただきます。**

**※4月末で退会の方は別途対応させていただきます。**

**※個人ロッカーをご契約の方は引落しを一時、停止といたします。**

今後の営業日程などはHPに随時更新してまいります。

※5月7日(木)再開を目指しておりますが、緊急事態宣言が解除されない場合、5月も4月と同様の対応をさせていただく場合もございます。ご了承ください。

株式会社 nicori

nicoriGYM 責任者 今成晴樹